

別表（第3条関係）

1 太陽光発電設備

補助金交付の目的	太陽光発電設備に係る整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用促進を目的とする。
補助対象者	住宅、事業所又は津幡町の公共施設等に太陽光発電設備を設置する者、P P A事業者及びリース事業者
補助対象事業	<p>1 次に掲げる方法により太陽光発電設備の導入を行う事業</p> <p>ア 自己所有</p> <p>イ P P A方式（当該太陽光発電設備等の法定耐用年数が経過するまでの間、この要綱に基づく補助金の全額が契約上需要家の負担するサービス料金等に充当されるものに限る。）</p> <p>ウ リース方式（当該太陽光発電設備等の法定耐用年数が経過するまでの間、この要綱に基づく補助金の全額が契約上需要家の負担するリース料金等に充当されるものに限る。）</p> <p>2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領以下「国実施要領」という。）別紙2の2(2)ア(ア)に規定する交付要件を満たすこと。</p> <p>3 町内に設置されるものであること。</p> <p>4 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。</p> <p>5 その他町長が付する要件を満たすもの。</p>
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人が住宅等に設置するもの 7万円/kW（上限5kW）</li> <li>・事業者が事業所に設置するもの 5万円/kW（上限600kW）</li> <li>・事業者が津幡町に設置するもの 補助対象経費の1/2（千円未満切捨）</li> </ul> <p>※補助金額の算定に用いるkWの算出については、町長が別に定める。</p>

2 家庭用蓄電池設備

補助金交付の目的	太陽光発電設備に係る蓄電池の整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用促進を目的とする。
補助対象者	町内に自ら居住する住宅に蓄電池設備を設置する者、P P A事業者及びリース事業者
補助対象事業	<p>この要綱に規定する補助金の対象となる太陽光発電設備の付帯設備として蓄電池を設置する事業で次に掲げる要件をすべて満たすものとする。</p> <p>1 次に掲げる方法により蓄電池設備の導入を行う事業</p> <p>ア 自己所有</p> <p>イ P P A方式（当該蓄電池設備等の法定耐用年数が経過するまでの間、この要綱に基づく補助金の全額が契約上需要家の負担するサービス料金等に充当されるものに限る。）</p> <p>ウ リース方式（当該蓄電池設備等の法定耐用年数が経過するまでの間、この要綱に基づく補助金の全額が契約上需要家の負担するリース料金等に充当されるものに限る。）</p> <p>2 国実施要領別紙2の2(2)ア(イ)に規定する交付要件を満たすこと。</p> <p>3 町内に自ら居住する住宅に設置されるものであること。</p> <p>4 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。</p> <p>5 その他町長が付する要件を満たすもの。</p>
補助金額	設置費用（工事費込み・税抜き）の1/3（千円未満切捨） 上限25万円

### 3 ZEH

補助金交付の目的	ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）設備の設置に係る費用の一部を補助することにより、家庭における温室効果ガスの削減を推進することを目的とする。
補助対象者	町内に自ら居住するZEHを新築若しくは購入し所有する個人
補助対象事業	ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）を設置する事業で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国実施要領別紙2の2(2)エ(ツ)に規定する交付要件を満たすこと。</li> <li>2 町内に個人が新築又は購入した住宅であること。</li> <li>3 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。</li> <li>4 その他町長が付する要件を満たすもの。</li> </ol>
補助金額	55万円／戸

### 4 高効率給湯器

補助金交付の目的	高効率給湯器設備の設置に係る費用の一部を補助することにより、家庭におけるエネルギー転換を促し、温室効果ガスを削減することを目的とする。
補助対象者	従来の給湯器に対して30%以上省CO <sub>2</sub> 効果の得られる高効率給湯器を設置する者
補助対象事業	高効率給湯器を設置する事業で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国実施要領別紙2の2(2)エ(ス)に規定する交付要件を満たすこと。</li> <li>2 町内に自ら居住する住宅の敷地内に設置されるものであること。</li> <li>3 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。</li> <li>4 その他町長が付する要件を満たすもの。</li> </ol>
補助金額	高効率給湯器の設置費用（工事費込み・税抜き）の1/2（千円未満切捨）上限20万円